

適合証明業務手数料規程

(趣 旨)

第1条

この適合証明業務手数料規程（以下「規程」という。）は、株式会社 ERI ソリューション（以下「当社」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」（平成30年4月1日）第11条第1項に定める適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の区分)

第2条

適合証明業務の中古住宅（フラット35・財形住宅融資）手数料は、別表1、別表2と定める。

2

フラット35の優良住宅取得支援制度（以下「優良住宅」という。）における手数料は要件により金利Bプラン、金利Aプランに区分される。

(一戸建て等及び共同住宅の申請手数料)

第3条

一戸建て等及び共同住宅の中古住宅（フラット35・財形住宅融資）、フラット35の優良住宅及びフラット35リノベにおける手数料は、別表1に定める額とする。本手数料のほかに出張交通費が必要とされる物件は、別途加算する。

(住宅改良工事適合証明書および賃貸リフォーム融資の申請手数料)

第4条

住宅改良工事適合証明書発行業務における手数料は、別表2に定める額とする。本手数料のほかに出張交通費が必要とされる物件は、別途加算する。

(特例手数料の適用)

第5条

本規程を直接適用できない特別な理由を有する物件については、別途特例の手数料を設けることができるものとする。

(手数料の支払期日)

第6条

申請者が納付する手数料の支払期日は、現場検査実施日以前とする。ただし、申請者と別途協議により合意した場合には、他の支払期日を取り決めることが出来る。

(手数料の支払方法)

第7条

申請者は手数料を前条の支払期日までに当社の指定する銀行口座に納付するものとする。振込手数料は申請者の負担とする。

(適合証明書の再交付料金)

第8条

申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付にあたっては、適合証明書一通当たり再交付料金として20,000円(税込22,000円)を納付するものとする。

(手数料の返還)

第9条

収納した手数料は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

附則

この規程は、独立行政法人住宅金融支援機構と適合証明業務に関する協定書を締結した日(平成30年4月1日)から施行する

制定：平成25年4月1日

改定：平成25年8月1日

改定：平成26年2月1日

改定：平成27年8月25日

改定：平成29年10月25日

改定：令和5年10月1日

改定：令和8年4月1日

別表1 適合証明業務 申請手数料：税抜(カッコ内は税込)

フラット 35 中古住宅（一戸建て等及び共同住宅）基本料金

フラット 35 通常タイプ	90,000 (99,000)
フラット 35S 金利 B プラン	110,000 (121,000)
フラット 35S 金利 A プラン	130,000 (143,000)

※共同住宅においては1戸あたり

フラット 35 リノベ 基本料金

	事前確認 【工事前】	適合証明検査 【工事後】
金利 B	90,000	110,000 (121,000)
金利 A	(99,000)	130,000 (143,000)

※事前確認の検査が不要となる場合がありますので詳細はお問合せ下さい。

事前確認が不要となる条件

- ・リフォーム工事後に一括して物件検査を実施する場合(買取再販)
- ・一戸建ての住宅で新築時の「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書」がある場合
- ・共同住宅で新耐震基準(建築確認日が昭和 56 年 6 月 1 日以降、表示登記における新築時期が昭和 58 年 4 月 1 日以降)の場合

【増額料金】

出張交通費	別途加算
中古プラス	15,000 (16,500)
旧耐震の建物の場合 ・建築確認日：昭和 56 年 6 月 1 日以前 ・表示登記における新築時期：昭和 58 年 4 月 1 日以前	60,000 (66,000)

※フラット 35S 申請時に新築時の竣工現場検査に関する適合証明書、新築時の建設住宅性能評価書がある場合 20,000 (22,000) 減額する。

別表2 住宅改良工事適合証明書および賃貸リフォーム融資の申請手数料

高齢者向け返済特例	100,000 (110,000)
耐震改修	150,000 (165,000)
グリーンリフォームローン	120,000 (132,000)
グリーンリフォームローンS	140,000 (154,000)
出張交通費	別途加算

賃貸住宅リフォーム融資は別途御見積

※終日および宿泊を伴う場合は出張交通費に加え一日あたり10,000円(税込11,000円)を
加算する。